

令和3年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年4月27日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時32分
- 4 閉会時刻 11時39分

- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 4月臨時会 会議日程

日時 令和3年4月27日（火）
9時30分から
場所 神奈川県庁新庁舎 9階
議会第8会議室

1 議事

日程第1

- | | |
|---------|--|
| 臨教第1号議案 | 令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第2号議案 | 令和4年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第3号議案 | 令和4年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第4号議案 | 令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第5号議案 | 令和4年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第6号議案 | 令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第7号議案 | 令和4年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第8号議案 | 令和4年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について |

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 報告1 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |
| 報告2 | 県立高等学校入学選抜における採点誤りを踏まえた改善策について |
| 報告3 | 令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告4 | 令和3年度教育委員会不祥事防止の取組について |

教育委員会 4月臨時会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 4月臨時会を開会します。
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に河野委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

河野委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか7件の付議案件がございます。
また、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」ほか3件の報告がございます。
お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第1号議案から臨教第3号議案までの各議案、そして、臨教第4号議案及び臨教第5号議案、さらに、臨教第7号議案及び臨教第8号議案については、それぞれ関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、はじめに進行の都合から、協議・報告事項の報告1に入ります。

報告1 **新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について**
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス報告1をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は3月24日の教育委員会3月臨時会以降の対応についてご報告させていただきます。

17ページをご覧ください。「ニ」ですが、3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止

対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校へ通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。＜高校、中等教育学校＞については、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底します。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施します。今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行うこととします。18ページをご覧ください。＜特別支援学校＞では、当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底します。

次に、【県立学校における児童・生徒への対応】についてです。「(ア)基本的な対応について」です。児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこととします。「(イ)学習活動について」は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続します。「(ウ)入学式について」は、感染防止対策を講じて実施することとし、実施にあたっては、資料記載の通り対応することとします。「(エ)部活動について」です。段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとしております。県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定することなど、資料記載の通りです。「(オ)修学旅行等について」は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断することとしております。「(カ)入学者選抜について」は、感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施します。「ヌ」ですが、4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。＜高校、中等教育学校＞については、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底します。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施します。今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行います。＜特別支援学校＞については、当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底します。

次に、【県立学校における児童・生徒への対応】についてです。「(ア)基本的な対応について」です。児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。登校

に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこととします。「(イ)学習活動について」は、まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続します。「(ウ)部活動について」です。部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動します。感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとします。県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定します。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定します。「(エ)修学旅行等について」です。修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とします。宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とします。

「ネ」ですが、4月22日に、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知しました。

「ノ」ですが、4月23日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知しました。

「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。21ページをご覧ください。

「オ」ですが、3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととしました。

「カ」ですが、4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下の通り対応することとしました。博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能としました。図書館は、閉館時間を19時までとして、開館します。博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施します。

22ページをご覧ください。「4 今後の対応」ですが、引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続していきます。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

23ページをご覧ください。「参考1」は、県内学校における新型コロナウイルス感染症の発生状況及び臨時休業の状況です。4月21日現在において、県教育委員会が把握しているものです。23ページから25ページについては県立学校について、26ページから28ページについては、市町村立学校についての状況となっております。

29ページをご覧ください。「参考2」は、県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況と、県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況の4月21日現在の報告をまとめたものです。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応につい

て」の報告は以上です。

下城委員 それでは、何かご質問がありましたらお願いいたします。

河野委員 21ページの社会教育施設の博物館や美術館について教えてください。今、予約制に
して、入館状況はどのような感じか、様子なども踏まえて教えていただければと
思います。

生涯学習部長 美術館・博物館につきましては、やはり通常の開館よりは少し減っているという状
況です。ただ、事前予約をして来ていただいていますので、混乱とかそういったこと
は特にないという状況ですし、ある方からは、「予約をすることによって、その空間
が自分のものになるので、ゆっくりと見えるようになった」というような話をいただ
いておりますので、そういう意味では、少し落ち着いた形で、ご覧いただけるよう
な形になっているのかなと考えているところです。

河野委員 今「少し」という言葉だったのですが、例えば2割減とか3割減とか、大体でいい
のですけど、分かりますか。通常の開館時よりも、制約があるから仕方ないと思うの
ですが、ニーズがあるところを皆さんが我慢されているのかどうか、と思ひまして。
予約が満杯になってしまっていて、皆さんが行きたいのに行けないのかなとか、その
辺の状況を知りたかったところでした。

生涯学習課長 各館の方で、それぞれ入場定員の上限を設けておりますが、4月の状況を見た限
り、超えることはない状況です。ただ、やはり土日につきましては、定員に近いよう
なお申し込みをいただいている状況もあります。

下城委員 他に。笠原委員。

笠原委員 何点かお願いいたします。まず日を追っての記載を拝見していく中で、20ページ辺
りで変異株の感染が増加傾向ということで、今までの感染防止対策は徹底するという
上で、必要な物品とか、より一層の対応をしていくという中で、以前と何か具体的に
変化というか、学校での購入品の変化みたいなものがあつたら、教えていただけま
すでしょうか。

指導部長 4月23日付けで通知を出ささせていただきました。その通知の趣旨としましては、今
までやっている基本的な感染対策の取組の強化・徹底を図るということです。基本
的な方向性として、やるべきことは大きく変わることはもちろんないわけですが、マ
スクの着用とか、換気の徹底とか消毒とかをすることなのですが、そうしたこと
について、例えばマスクについて適切な着用をしっかりと指導するといったような
こと。それから、健康観察等しっかりとすること。そして、消毒作業については、
これまで共用部分について、界面活性剤等、いわゆる洗剤を使っても良いと国の方か

らも示されておりますので、状況に合わせてそういうものを使う、あるいはアルコール消毒等を使うといったようなことをしてきたわけですが、今こういう状況です
で、アルコール消毒液あるいは次亜塩素酸ナトリウムの水溶液等、素材に合わせて適切な消毒方法をしっかりやっていく。それから教室等でも、アルコール消毒液による手指消毒を取り入れる。そういった形で足りない場合には必要なものの購入も含めて、取組の徹底を図るように、その部分の取組を今回特に強化しているといったこととなります。また、必要な場面では、換気の効率を上げるためのサーキュレーター
の設置等、そういったところも含めての対応を、学校にその状況に合わせて行っていただくように通知をさせていただいたものです。

笠原委員 状況に応じて適切に対応していくということを臨機応変に、各学校、近隣の状況も踏まえての対応で、本当にご苦労があるだろうと思うのですが、引き続きお願いします。

それに関連してなのですが、年度初めということで、保護者会ですとか、部活動保護者会等々の実施状況や、またその実施に際しての何か工夫点等があったら、教えてください。学習活動や修学旅行等々については、ここに記載されているのですが、その他の教育活動の中で、特にその年度の初めに、保護者への説明とかいろいろあるかと思うのですが、そういうものについての対応というのが、具体的にどのようになっているか、もし把握しているものがあれば、県立、それから市町村立を教えてくださいとありがたいです。

指導部長 部活動の保護者会ですか。

笠原委員 中学校ですと部活動保護者会みたいなものがあるのですね。だから、高等学校はどうなのか。要はそういった保護者を集める場面というのが年度始めはあります。そういう部分において何か工夫をされていますとか、実施をしてないとか、その辺の把握はされているのかどうか。もし状況が分かれば教えてください。

指導部長 部活動保護者会は必ずしもやるものではないので、学校によって、ある場合もあれば、ない場合もあるというところがございます。現段階でその実施状況等は把握しておりませんが、行う場合には、当然学校の教育活動自体、子どもたちの集団で行うようなものについても、感染対策をしっかり徹底してということをやっているところですので、保護者の方等にお集まりをいただくPTAですとか、そういったものについても、十分な感染対策を取っていただいた上で行っていただいていると承知をしているところです。

支援部長 続いて市町村立の小中学校の状況です。正確な数値、データとしての集約というのは、現在のところしておりません。昨年度来、部活動保護者会をはじめとした、保護者を集めるような取組については、各学校で、そのときの感染状況にもよりますが、中止あるいは延期をしたり、あるいは、文書でお知らせをすることで代替をした

り、そうした工夫の中で取り組まれていると考えております。

笠原委員 たまたま私が関わっている学校で、オンラインですか、まさに家庭でもそのパソコンが普及をしている中で、オンラインによる保護者説明会等々も実施していると同って、学校もすごく試行錯誤しながら、できない、やらないという選択肢よりも、何だったら可能なのかという方向で、昨年来の1年間の取組を踏まえながら、新たな取組を進めているなという感触を持ったのです。保護者や地域の方々の理解を得ながら教育活動を実施しているということも含めて、情報交換をしていただきながら、安心して学校生活が送れるような工夫を共有していただけるとありがたいかなと思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 月別の感染者数の統計数値を拝見して、第4波ともいわれる中で、意外と少ないというか、もちろん安心できる数値ではないのですが、12月や1月の発生状況に比べて、4月21日現在ということですが、今回言われているよりは、少し数が落ち着いているなと思ったのですけれども、そこで質問なのですが、小中高で卒業式後の一番上の学年の子の数字は把握できなくて入っていないのかということと、その入学前の子に関しては入っていないという、そういう影響があるのかなと思ったのですが、その点いかがでしょうか。

指導部長 高等学校につきましては、卒業式とは必ずしも限らないのですが、校長が卒業を認めた日までが在籍期間となっていますので、それ以降については、在籍していないということで、20日以上入っていない形になります。4月以降については、4月1日から在籍をしているというところになりますが、4月の本当の当初は、ほとんど感染者が出ていない状況でした。これは実際のところの数字かなと思っています。

支援部長 小中学校も同様に、卒業後、それから入学前、3月下旬、4月上旬の子どもたちの状況は、この数値には反映されてはおりません。しかしながら今、高校同様それがこの減少につながっているという認識はございません。

下城委員 他によろしいでしょうか。

私からも一言だけ。質問というよりも要望なのですが、繰り返し変異株にこれから注意しなくてはいけないということを言われました。今、佐藤委員が指摘したように12月、1月、年末年始に急に拡大したということがあります。それとの比較です。つまり、12月、1月というのは、なぜこんな起きたのかという、それを分からないまま、また繰り返さないために、今度は変異株というのは、そこが有意に違うというところが、もしも見えてくるようだったら、1月、12月の原因もそれなりに、逆に特定できると思いますので、そこを注意して見ていただければと思います。要望です。

他によろしいでしょうか。

教育局長 健康医療局と私どもは常に連絡を取りながら、アドバイスをいただきながら対応させていただいております。今後も引き続き専門家、健康医療局と十分連携を取りながら、しっかりとした対応を整えていきたいと思っております。

吉田委員 直接の関係ではないのですが、もともと冬にやはりインフルエンザにしても何にしても、ウイルスというのは元気。だからこの12月、1月とか、やはり元気だったのだと思う。多少これから先、真夏に向かうに当たって、油断は禁物。ウイルスが変異してウイルス自身が生き残るのであれば、彼らはきっと冬に得意だった。だったらそれを生き残るためには夏にも得意になるという形での変異がどんどん進んでいるというのは、いろいろな形での新しい確度というふうに思います。基本的にやるべきことは同じですから、より一生懸命やっていくということ。

一言だけ、これから暑くなります。熱中症も心配しなきゃいけない。マスクをしていると、口渇感、喉の乾きを感じにくくなる。通常そういったことにも配慮しながら水分の補給、特に特別支援学校等のより一層の配慮が必要になるのだと思いますので、どこか頭の隅に。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、他にないようでしたら、次に、報告2に移りたいと思います。

報告2 県立高等学校入学者選抜における採点誤りを踏まえた改善策について 説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 それではお手元の赤いインデックス報告2をご覧ください。平成31年度、令和2年度及び令和3年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りを踏まえて、改善策についてお諮りをするものです。報告2につきましては、お手元の配付資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは1ページ目をご覧ください。今回の採点誤りの内容ですが、記述式問題の採点におきまして、通常2系統で異なる採点者による独立した採点体制をとっておきまして、その2系統の照合の際に、両系統の採点に違いがあったにもかかわらず、照合時にその違いを見過ごし、結果として誤った採点結果を使って選考を行ったものです。この採点誤りですが、読み上げで点検、照合を行っておりますが、その読み上げのペースに対して、目視をしている点検者が、その目視が追い付かずに作業がそのまま流れてしまったというふうな不注意が主な原因であることが、該当の職員からの聞き取りの中で分かってきました。そこで今回は、その照合方法を改善したいということでのご報告となります。なお、改善策の検討策定に当たりましては、平成27、28年度の採点誤りの際に、調査改善委員会にもご参加をいただきました有識者の皆様や、

一緒に入学者選抜を行っている横浜、川崎、横須賀、3市の教育委員会、あるいは県立高等学校長等からもご意見をいただいた上で作成しております。

改善策につきましては、1ページ目「2」最下段のところに、囲みの中にお示しをしております。2ページ目の中間点のない記述式問題の採点・点検を例に説明をさせていただきたいと思っておりますので、おめくりいただきまして裏面をご覧ください。具体的な改善点についてです。上段が現在の採点・点検方法、そして下段が改善後の方策ということでお示しをさせていただいております。上段左側になりますが、中間点のない記述式問題の採点・点検というところのフローをご覧ください。現在の採点では、系統1と系統2は、採点が終わった後に、網掛けで示しておりますが、読み合わせによる照合を行っております。それを行っているのみということですが、今回下段、中間点のない記述式問題の採点については、デジタル採点を行わない系統1の採点結果につきましても、採点結果をエクセルに入力して、デジタル採点を行った系統2のデータとパソコン上で照合作業を行うという新たな手順を追加いたします。さらに加えてその下、読み合わせによる照合以外に、別の教科による目視での照合を追加いたしております。二つの手順を照合作業の中に追加させていただきます。今後、県教育委員会で作成する採点に関するものを含めた、入学者選抜に関する共通のマニュアル「基本マニュアル」を作成しておりますが、その「基本マニュアル」に照合の際の手順、方法などを詳細に示し、各学校における照合作業が確実に行われるよう徹底していきたいと考えております。こうした改善策により、今回発生した採点誤り、再発をしないようにということで、防止を図っていきたいと考えているところであります。説明につきましては以上でございます。

下城委員 ご質問よろしく申し上げます。

教育長 1点いいですか。採点誤りに関わる、今回間違えたという学校の教職員から事情については聞いていただいたということですが、いわゆる執務環境だとか、全体的な環境、コロナの中でそういうこともあり、その辺についての何か問題点等は出てきたのでしょうか。あるいは、そういった執務環境は確保がされているのか、その辺はどうでしたか。

高校教育課長 今年度、特にコロナの影響もありまして、密集した採点にならないようにということで、各学校が工夫をしながら、一つの部屋ではなくて複数の会場に分けて採点をするなど、執務環境として隣の声が聞こえてきて採点がしにくいとか、そういったこともないような、そういった配慮は行われていたというふうに承知をしております。また、採点の時間につきましても、それぞれの学校で時間を区切りながらということで採点作業を行っておりますので、その辺りについても、特に大きな疲労の蓄積につながるということはないというふうな配慮がなされていたということです。ただ一部学校において、教科によって採点に要する時間、こちらはばらつきがあったということは伺っておりますので、今回、特定の教科において、他の教科と比べるとかなり採点が遅くなっていたと、そういった時間の差はあったと把握をしているところであります。

下城委員

他によろしいでしょうか。それではよろしいようでしたら、次に移りたいと思います。

報告 3

令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長

赤色のインデックス報告3の1ページ目をお開きください。「令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明をさせていただきます。学習指導要領におきましては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とあります。

まず、令和2年度卒業式の状況です。県内のすべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率、こちらは100%で、すべての学校において国旗が掲揚されました。国歌は、新型コロナウイルス感染症対策のため、斉唱は行いませんでしたが、式次第の中に位置付け、すべての県立学校で放送機器等により、会場に音楽を流すという対応を行っております。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況につきましては、〔令和2年度卒業式〕の3に記載があるとおり、県立高等学校では、残念ながら1校1名の不起立の職員がおりました。

次に、令和3年度入学式の状況です。こちらも、すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%、すべての学校において国旗が掲揚されております。国歌につきましては、卒業式同様、式次第の中に位置付けて、すべての県立学校で放送機器等により会場に音楽を流すという対応をしております。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況につきましては、〔令和3年度入学式〕の3に記載のあるとおり、県立高等学校では不起立の教職員はおりませんでした。

2ページ以降につきましては、県立の高等学校・特別支援学校・中等教育学校、そして市町村立の小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものです。後ほどご覧いただけたらと思っています。

なお、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握につきましては、不起立であった教職員の人数に加えまして、氏名及び指導経過についても、引き続き、学校側には報告を求めています。県教育委員会としましては、現在こうした不起立があった際には、当該の学校長に適切な指導・助言を行うとともに、不起立者本人に対しても指導を行っておりますが、今後も引き続き粘り強く指導をしていきたいと考えているところです。

「令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について」の報告は以上となります。本日の報告資料につきましては、明後日4月30日に教育委員会の

ホームページで公表をさせていただき予定で準備を進めております。報告は以上となります。

下城委員 何かご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、次に日程第1の臨教第1号議案から臨教第3号議案までの各議案に移ります。

臨教第1号議案 令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第2号議案 令和4年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第3号議案 令和4年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 それではお手元の青いインデックス第1号議案をご覧ください。「令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。これは令和4年度の神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として、要綱を制定いたしたく提案をさせていただきものです。同じく青いインデックス第2号議案ですが、これも県立海洋科学高等学校の専攻科につきまして、同様の趣旨から要綱を制定するものです。同じく青いインデックス第3号議案ですが、令和4年度神奈川県立の中等教育学校につきまして、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

恐れ入りますが、第1号議案、第2号議案及び第3号議案について、併せてご説明をさせていただきます。これらの議案は、令和4年度県立高等学校の入学者募集、専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、毎年、年度定めとしているものです。第1号議案から第3号議案の概要につきまして、お手元の配付資料、青いインデックス第1～3号議案関係に取りまとめているのでそちらに沿ってご説明をさせていただきます。

それでは資料「臨教第1～第3号議案関係」をご覧ください。「令和4年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。最初に、資料の「日程」についてご覧ください。(1)から(4)は募集の区分ごとに日程をお示したものです。資料には記載がございませんが、この日程を決めるにあたっての考え方について、少し補足説明をさせていただきます。日程を決める際には、私立高校の検査日を考慮すること。そして公立中学校の卒業式の日程も確保をすること。定通分割選抜の二次募集の合格者の発表を年度内3月中に終えること。そして全体の選抜日程の短縮を目指すこと。さらには、曜日などを勘案して決定しているところです。また、昨年度、一昨年度からは、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、学

力検査等及び追検査も受検できなかった志願者の中で、希望する者を対象とした「追加の検査」の日程を新たに設定しているところです。もう1点は、神奈川県立の中等教育学校及び横浜市立、川崎市立中高一貫校の検査日が2月3日で、毎年固定をされておりますので、その日を募集期間から外すということを考慮した上で日程を定めているところです。

それでは資料をおめくりいただき、2ページをご覧ください。2ページの「2」です。「在県外国人等特別募集」の在留期間を、通算3年以内から6年以内に変更いたしました。その変更が反映されたものということで、「新」の方は通算で6年以内の者と変更させていただいているところです。それから3番につきましては「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」における中高連携事業の条件の緩和をしました。その内容が反映されたものです。それから4番「在県外国人等特別募集」の実施校の拡大に伴い、下線を引いてある5校を新たに追加いたしております。

続きまして、3ページをご覧ください。「5」募集期間につきまして、昨年度から実施しております郵送による受付を新たに記載しています。6番につきましては、志願の範囲について、水産につきましては、海洋科学高校の学科改編により、コースがなくなり学科という形になりますので、文言の見直しを行ったものです。それから7番、そして4ページに入りますが9番、この2点につきましては、クリエイティブスクールが「追検査」を実施することによる文言の見直しを行ったものです。戻りまして3ページの8番は「追加の検査」に関する対象者について、追記したものです。

4ページの10番は、「追加の検査」及び「追加の検査の合格発表」に関する日程を追記させていただきました。4ページ、最下段の11番は「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」における面接日の変更及び「追検査」の日程を追記したものです。

おめくりいただき5ページに入ります。12番、神奈川総合高等学校における「海外帰国生徒特別募集の後期募集」について、「追加の検査」に関する記載を追加しました。それから13番、14番、そして飛びまして、16番、17番。6ページに入りますが、こちら4点は「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」において「二次募集」の実施をいたしますので、その実施及び日程に関し、追記をさせていただいたものです。戻りまして、5ページの15番「二次募集」の志願の範囲につきましては、海洋科学高校の学科改編等の関係で、文言の見直しを行ったものです。

日程を含む選抜要綱につきましては、例年5月初旬までには、公表をしているところです。今年度につきましても、受検者、保護者への早目の情報提供を行いたいと考えておりますので、本委員会でのご審議をお願いいたします。

続きまして、7ページになります。「令和4年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」をご覧ください。こちらの1番、2番につきましては、高等学校の入学者選抜日程に合わせて、日程を変更したものです。

下段の「令和4年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。「1」の日程につきましては、日付と曜日の変更のみとなります。2番、3番ですが、男女別募集の廃止に伴う、募集定員及び選考結果の文言を変更させていただいております。平成31年度の入学者選抜以来、県教育委員会といたしましては、入学者選抜等における性的少数者への配慮、そして、男女平等の

取組を進めてきました。その完成形として、今年度の中等教育学校の入学者の決定から、入学時に男女を二分することなく、人権尊重や男女平等意識の育成、性的役割分担意識の解消につなげるために、この男女別の募集を廃止し、男女合わせた募集に変更することと改めさせていただきます。その関係で男女各80名という記述が、今年度からは取れているという変更です。

臨教第1号議案、第2号議案及び第3号議案の説明は以上となります。これら三つの議案につきまして、本日議決をいただきましたら、横浜市、川崎市及び横須賀市の教育委員会と調整の上、「令和4年度神奈川県公立高等学校入学者選抜について」として、4月30日に報道あてに、参考資料送付を行いたいと考えているところです。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問よろしくお願いたします。

佐藤委員 最後の中等教育学校の男女の枠のことなのですが、他の県立学校が特に枠がない中で、そもそも発足時に枠を同数とした、そのときの理念などがあつたら教えてください。

高校教育課長 開校時に、男女別の定員を設定した理由ですが、両性平等の理念を理解し、社会参加につなげていく上では、男女比が大きく偏らない、そういった学習環境を担保することが必要なのではないかとという視点が一つにはありました。それからもう一つには、小学校卒業時には、一般的には女子の発達の方が早いというふうなことが言われておまして、男女別で募集をせずに入学者決定をした場合に、女子の比率が高まるのではないかと、そういったことも想定の中にはあつたということです。そういった中で、男女比に大きな隔たりが生じた場合、中等教育学校の場合は6か年、同じ学校での教育を継続していきますので、教科活動、特別活動その他、学校教育活動の様々な場面で支障が生じるのではないかと。そういったところを考えて、男女の定員を設けたという経緯があります。

佐藤委員 これまでの試験で入られたお子さんについて、受検者について、撤廃した場合のシミュレーションを行った結果、男女の偏りというのは見られたのでしょうか。

高校教育課長 今回男女別の撤廃に当たりましては、様々な角度からどういったことが起きるのかという想定を立てた上で、私どもの方でも、シミュレーションをさせていただいたところです。その中では、もし男女別の定員がなかったとして、選考した場合について男女の割合の変化ですが、当初、お話ししたような開校の時に懸念をしていたような、大きな比率の偏りは起こらないであろうと、今のところ想定をしているところです。

佐藤委員 そうすると女子の方が有利に働くのではないかとというような想定は、事実とは異なっていたという理解でよろしいでしょうか。

高校教育課長 実際には開校から13年目になるわけですが、その間で、受検者の男女比自体も大きく動いてきております。開校当初は、女子の受検者が非常に多かったというところがありました。徐々にその差も落ち着いてきているという状況がありますので、開校当時と受検者の傾向も変わってきておりますし、それからここ直近のシミュレーションの中では、女子だけがというふうな形には恐らくならないだろうと。開校当時から、だいたいの学校もいろいろと教育内容が落ち着いてきているというか、だんだん見えてきているところもありますので、受検者への周知ということも進んできていると考えているところです。

下城委員 他にありますか。河野委員。

河野委員 質問ではないですが、感想というか意見を。この件、非常に検討と熟考をいただいていると思います。ご説明いただいたとおり2点、一つは性の取扱い、やはり時代の流れで、今まで県が進めてきた方向性というのがあると思います。同時に二つ目、後半でご説明いただいた多様性としてのバランスの観点というのも非常に重要で、この二つが混在している、とても重要というか、大切なテーマだと思います。この問題は正解がないというか、私たちも正直読みきれない部分もあるかと思うのですが、様々な数値を大変丁寧に見ていただきました。自然にバランスがとれるのが本当が一番いいのですよね。そこをこれから見守っていくところになるのだと思います。私、民間にありますが、「ダイバーシティ&インクルージョン」というテーマでとらえた中で、今までの県が進めてきている方向性の一貫性として、このような形になるのはよろしいかなと思います。あとはそのバランスの辺りは、これからもウォッチしながら、教育の取組の中で工夫をしていくということが必要と感じました。

下城委員 他に。

笠原委員 臨教第1～3号議案関係の2ページの「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」に関連して、学校行事等見学会がなくなった背景と、それによる特に何か課題点等というのは認識をしてないかどうかということについて、教えてください。

高校教育課長 見学会。

笠原委員 見学会がなくなったのですよね。

高校教育課長 いずれかの学校の見学会に参加をするということで、今までは志願する学校の見学という形になっていたものが、いずれかの学校の中高連携事業に参加をすれば、受検資格とするという、そういう変更です。

笠原委員 2ページにある「学校行事等」という、この部分が外れているというのは。「学校説明、授業見学」というのはあるけれども、「学校行事等見学会」という、そこが外

れていますよね。

高校教育課長 「志願先の」という形になっております。

教育長 これまでは志願先の高校の連携事業として、指定をしている学校説明会、授業見学会、それから学校行事等の見学会、志願先のもを参加してくださいと。今回一つは、志願先ではなくても「二次募集」を行うという形を取っていますから、志願先でなくても、インクルーシブ教育実践推進校の学校説明、授業見学などの連携事業へは参加してくださいと。そこで、学校行事等見学会というのがその志願先があれば、という前提で今まで作ってきましたが、幅広く14校でやった場合、行事が様々ですから、あくまでも連携事業を「学校説明・授業見学」として、「などへの」ということで、もしその学校が何か学校行事をやっているならば、それはその学校が参加を認めていると、そういうふうに変えたということです。

笠原委員 分かりました。私の聞き方が悪かったのかもしれないのですが、つまりその志願先というところで、これがかかっていたわけですが、受検する子どもたちにとっては、特段の変化はないという理解の下、実施をし、こういう方向で整理したということよろしいですか。分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。

教育長 同じ2ページの「在県外国人等特別募集」で、これまでの志願資格3年を、6年という形で緩和をしたと。その緩和をした結果、受検生が増えてくるだろうと。そういう見込みの元で、5校新たに県立の場合は追加をして、その学校で募集していこうと。今、横浜市立ですとか、川崎市立高校の状況と、調整はどういう形になっているのでしょうか。

指導部長 横浜市立高校は、現在まで2校で「在県外国人等特別募集」を実施していただいています。定員は県立より少し少なめではありますが、6人、4人という形で実施していただいているところです。このような緩和をしていくことによって、受検者が増えるであろうということについては、ともに高校の入学選抜を実施している横浜市、川崎市、横須賀市とは常に共有をしてくれています。それぞれにおいても、新たな実施校ですとか、定員の拡大といったようなことについては検討をお願いしており、検討いただいているところです。今回の、今年度の入学選抜で、直ちに横浜市、川崎市、横須賀市で実施校を増やすということは、まだ聞いておりませんが、次年度に向けて、実施校を増やすのか、定員を増やすのかといったような対応については、検討していただいているとお聞きをしているところです。

笠原委員 それに関連して、この学校を選定していったプロセスというか、その辺りのところを確認で教えていただけますか。

指導部長 新たに5校を選ばせていただいておりますが、この5校を選んだというところにつきましては、その地域の中での、いわゆる受検者のニーズというか受検者数、要は「在県外国人等特別募集」を受検する可能性のある外国籍のお子さん等の在籍状況、それに対して、定員がどれぐらいあるのか。そこの状況を見たということと、地域の中で、特に高浜高校等がそうなのですが、県西の方面での東海道沿線のところ、こちらにも一定の方がお住まいなのですが、現在、そこには実施校がないといったようなことですので、そうした対象となる方の数に対応できているのかという視点。それから、大きな通学時間がかからない形で、通いやすいところに実施校を設定していく。そうした視点から今回検討したということです。

笠原委員 受検生にとってはとてもバランスよく配置をしていただいたという理解でよろしいでしょうか。

指導部長 はい。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第1号議案から臨教第3号議案までの各議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それではここで、室内換気のために、少し休憩をしたいと思います。休憩に入ります。

(10時37分休憩に入り、10時43分再開する)

教育長 それでは教育委員会4月臨時会を再開いたします。県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員によろしくお願いいたします。

下城委員 では次に、日程第1の臨教第4号議案及び臨教第5号議案に移ります。

臨教第4号議案 令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について
臨教第5号議案 令和4年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

子ども教育支援課長 まず、臨教第4号議案から臨教第8号議案までに関連する教科用図書の採択についての概要を説明します。青のインデックス第4～8号議案関係をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、2ページ目の「教科書採択スケジュール」表をご覧ください。表は上段から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっています。また左から右へ年度があり、網掛けの部分が今年度、令和3年度となっています。まず、最上段の小学校等ですが、今年度は令和元年度に採択替えを行った教科書を使用する2年目となっています。次に上から2段目、中学校等ですが、令和2年度に採択替えを行った教科書を今年度から使用しております。なお、中学校社会（歴史的分野）については、令和元年度の教科書検定で不合格となり、令和2年度の再申請で検定に合格した教科書がありました。そのため、中学校社会（歴史的分野）については、令和3年度に採択替えを行うことが可能となっております。この採択替えを行った場合、当該教科書の使用は令和4年度から令和6年度までの3年間となります。この中学校社会（歴史的分野）の新たな教科書発行に伴う対応については、次の3ページに記載のとおりです。2ページにお戻りいただきまして、3段目、高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を県教育委員会が一括して、毎年度採択替えを行います。そして、表の最下段、特別支援学校ですが、各学校、児童・生徒個々の状況に応じた教科用図書を県教育委員会が一括して、毎年度採択替えを行います。

次に4ページをご覧ください。本県における教科用図書の採択について、校種ごとに採択までの流れのポイントをご説明いたします。まず「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」、(1) 県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聴いて、採択方針を定め、それを基に市町村教育委員会等に対し、指導、助言又は援助を行います。(2) 市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。なお、(2) 後半のカッコ書き、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書ですが、これは特別支援学校、特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本等、いわゆる一般図書と呼ばれるものも含めた中から、毎年度採択替えを行います。

次に「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」ですが、各校の専門委員会が採択希望教科用図書表を作成し、県審議会の意見を聴いた上で、県教育委員会が採択を行います。

次に「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」ですが、まず、県教育委員会が採択方針を定めます。5ページをご覧ください。次に、学校ごとに教科書選定会議を開催し、採択方針及びガイドラインに基づき、次年度の使用希望教科書を選定し選定理由を添えて、県教育委員会に提出します。その後、各学校の使用希望教科書について教科書調査委員会で調査研究を行った上で、県教育委員会が一括して採択します。

次に「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとの専門委員会が採択方針に基づき、採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出ます。審議会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択します。

最後に「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとの選定委員会が採択方針に基づき、採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出ます。教科書調査委員会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択します。なお、次の6ページから8ページには、今説明しました校種別の教科用図書の採択の仕組みを図で示しています。また、9ページ以降には関連の法令等について掲載しました。

続きまして、臨教第4号議案についてご説明をいたします。青のインデックス、第4号議案をご覧ください。提案理由ですが、4月14日に神奈川県教科用図書選定審議会会長から答申がありましたので、この答申に基づき本県の採択方針を制定いたしたく提案するものです。なお、この答申ですが、先ほどご覧いただいた、青のインデックス第4～8号議案関係の1ページ目に記載の諮問事項のうち、今回は(1)から(5)の事項について答申をいただきました。青のインデックス、第4号議案にお戻りください。1枚おめくりいただき、1ページが採択方針の全文です。さらにおめくりいただき、2ページをご覧ください。答申に基づき作成した採択方針案の1から5についてポイントをご説明します。

まず、2ページの「1 令和4年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択にあたっての考え等を(1)から(6)に示しています。(1)ですが、教科用図書は検定を通った教科書の一覧である教科書目録から採択すること等について、(2)は、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告することを示しています。(3)は、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて記載しています。(4)は、適正かつ公正な採択の確保や開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、積極的な公開に努めること、(5)は、採択にあたって静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることを示しています。(6)は選定審議会の設置期間終了後に新たに採択する必要が出た場合について示しています。

次に「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として記載のとおり3点を挙げています。

3ページをご覧ください。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するための方法を示したものです。基本的に、県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に3ページ及び4ページの「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは同一地区内の各市町村教育委員会が同一の教科用図書を採択するための方法を示したものです。

4ページをご覧ください。「5 令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」説明します。まず、特別支援教育関係教科用図書とは、記載の

とおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と5ページ下段「イ 教科・種目別の観点」との大きな二つであり、記載内容は昨年度の調査研究の観点と同様です。以上、第4号議案の説明といたします。

続きまして、臨教第5号議案について説明いたします。青のインデックス第5号議案をご覧ください。令和4年度に県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回神奈川県教科用図書選定審議会会長からの答申に基づき標記方針を制定いたしたく提案するものです。1枚おめくりください。令和4年度に、平塚、相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降1から3に示した方針に則り、県教育委員会において採択してまいります。内容につきましては、昨年度と大きな変更はありませんが、中学校社会（歴史的分野）のみ1点、1の後半に記載の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）を活用することとなっています。以上、臨教第5号議案の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

下城委員 質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員 臨教第4～8号議案関係資料の3ページに「中学校社会（歴史的分野）の新たな教科書発行に伴う対応について」という資料があって、そして6ページのところに別表で専門調査委員会ということで、令和3年度は中学校社会のみ設置ということで、実際この専門調査委員会のメンバーであるとか人数であるとか、開催回数等であるとか、今の状況を教えてください。

子ども教育支援課長 これは昨年度、中学校の教科書採択をしたときの専門調査員の社会（歴史的分野）と、同規模同人数の調査員で考えております。

笠原委員 回数的には。

子ども教育支援課長 回数も同規模でやることを計画しています。

笠原委員 前回の採択と同様の規模で調査員会を実施するというので、公正公平を期すということですね。分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ採決について教育長に願いたします。

教育長 それではただいまの臨教第4号議案及び臨教第5号議案につきまして、それぞれ原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員
によろしくお願いいたします。

下城委員 それでは次に、臨教第6号議案に移ります。

臨教第6号議案 令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について
説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 それでは臨教第6号議案についてご説明をいたします。青のインデックス第6号議
案をお開きください。令和4年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校
の後期課程において使用する教科用図書の採択方針を制定するために提案するもので
す。

1枚おめくりください。「令和4年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方
針」です。令和4年度の採択方針の内容につきましては、令和4年度に神奈川県立高
等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程において使用する教科用図書の採択に
関し、その方針を次の1から3のとおり定めるものです。

「1 各高等学校等の学校教育目標及び各教科の目標に基づいて、十分に教科用図
書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。」「2 文部
科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和4年度使用）のうちから採択す
る。」「3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。」という3項目です。な
お、採択の手続きに関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委
員会教育長が別に定めるとしております。内容につきましては、昨年度と特に変更点
はありません。また、高等学校におきましては、新しい学習指導要領が令和4年か
ら、年次進行での完全実施となりますので、今年度の採択は、令和4年度入学生につ
いては、新学習指導要領の教育課程の実施に伴う教科書のうちから採択し、令和2年
度、令和3年度入学生につきましては、現行の学習指導要領の教科書のうちから採択
することとなります。

以上、第6号議案の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。それでは採決について教育長
にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第6号議案につきまして、原案のとおり決することでご
異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員
によろしくお願いいたします。

下城委員 では次に、臨教第7号議案及び臨教第8号議案に移ります。

臨教第7号議案 令和4年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図
書採択方針について

臨教第8号議案 令和4年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針
について

説明者 萩庭特別支援教育課長

特別支援教育課長 それでは、臨教第7号議案についてご説明いたします。青いインデックスの第
7号議案をお開きください。令和4年度に県立特別支援学校の小学部及び中学部にお
いて使用する教科用図書の採択等についての答申に基づき、標記方針を制定するた
めにご提案するものです。小学部及び中学部で使用する教科用図書については、県立と
いうことで、県教育委員会が採択権者として採択することとなります。1枚おめくり
ください。中段以降、1から3にお示ししているとおりに、採択方針を定めておりま
す。内容につきましては、昨年度と特に変更はありません。以上、臨教第7号議案の
説明でございます。

続きまして、臨教第8号議案についてご説明いたします。青いインデックスの第8
号議案をお開きください。令和4年度に県立特別支援学校の高等部において使用する
教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。1枚おめくりくださ
い。高等部で使用する教科用図書については、臨教第7号議案でご説明いたしました
教科用図書と、採択方法は異なりますが、中段以降、1から3にお示ししているとお
り、採択方針は同様の内容となっております。内容につきましては、昨年度と特に変
更はありません。以上、臨教第8号議案の説明でございます。よろしくお願
いいたします。

下城委員 質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質問がな
いようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それではただいまの臨教第7号議案及び臨教第8号議案につきまして、それぞれ原
案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

用、②といたしまして、児童・生徒が受けた性被害の影響について理解を深める研修等を専門家やNPO等の関係団体と連携し、実施していきます。こちらにつきましても全教職員に対して研修等を実施いたします。

次に、2ページになりますが、「(2) わいせつ事案防止のための校内の環境の整備」としまして、教育相談、指導における留意事項の周知徹底、それから「イ」になりますが、学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくりといった取組を拡充して実施していきます。

(3) になりますが、「教職員を組織的にサポートする体制づくり」としましては、「ア」の同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実ということで、現在の取組を更に拡充して実施していきます。

次に、3ページです。「(4) 再発防止を目的とした専門家との積極的な連携」をした取組ですが、こちらにつきましては、新たに「ア」としまして、臨床心理士等による個別事案の分析等というところで、わいせつ事案の行為者に対し、臨床心理士等、専門家による個別面談を実施しまして、専門的な見地からの原因分析を行うなどの取組を実施いたします。

また「イ」の「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用ですが、こちらにつきましては、専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるようなチェックシートを作成し、自己の内面の振り返りができるよう、活用していきます。

次に「2 改善等を行うこれまでの取組」です。こちらにつきましては、資料記載の9つの取組です。具体的には(1)としまして、校長等による個別面談等の実施。

(2)としまして、職員啓発資料等の充実・活用。それから、3ページに入りまして、セクハラアンケートの活用。(4)としまして、児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知。(5)としまして、不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析。(6)としまして、教職員の私物端末の適切な取扱いの再徹底というところで、これらの取組につきまして、それぞれの取組を拡充、再徹底をして実施をいたします。

また、次の(7)児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底から、5ページになりますが、(9)の教科準備室等の適切な利用につきましては、現行の取組を継続して再徹底するということで、取組を進めます。

次に「第2 全体的な不祥事防止の取組」です。こちらにつきましては、一部わいせつ事案根絶に資する内容も含んでおります。具体的に、拡充する取組について中心に説明をいたします。少しページが飛びますが、7ページをお願いいたします。一番下「(1) 臨時的任用職員等に対する取組」ですが、今年度、臨時的任用職員による懲戒処分等が多発したこと等も踏まえまして、教員としての資質をしっかりと確認するため、具体的には面接時間を増やすなど、取組の拡充を図っていきます。

また、次に8ページの(3)になります。「新規採用試験の工夫・改善」の取組としまして「イ」になりますが、受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底ということで「官報情報検索ツール」を活用しまして、受験者の懲戒処分歴等の確認の徹底を行っていきます。

次に、9ページをお願いいたします。「6 入学者選抜に係る採点誤りの再発防止の徹底」です。昨年度、県立高校の入学者選抜試験の採点誤りが発生したことから、採点時の照合方法や作問の工夫等、取組を拡充し、再発防止の徹底を図っていきます。

最後に「7 市町村教育委員会との連携」ですが、「(1) 臨時的任用職員に対する取組」としまして、県立学校の臨時的任用職員の任用時の取組と同様に、市町村立学校の臨時的任用職員の任用に当たりまして、面接時間を増やすなど、取組の拡充を行うことを市町村教育委員会に依頼していきます。

最後になりますが、10ページ(3)のところ「市町村教育委員会への働きかけ」としまして、県教育委員会の不祥事防止の取組の情報提供等を通じまして、市町村立学校教職員の不祥事防止につきまして、市町村教育委員会においても、同様の取組が行われるよう働きかけを行いまして、市町村教育委員会と連携しながら、不祥事防止の取組を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

下城委員 質問がありましたらお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 [方策7]と[方策8]について質問があります。[方策7]の行為者に対するヒアリングですが、大変大事なことだと思うのですが、もし行為者が懲戒免職になった場合は行えるのでしょうかという質問です。[方策8]に関しては、資料として添付していただいた提言を拝見すると、チェックシートのフィードバックあるいはフォロー体制というような表記がありますが、チェックシートを回収するということがあると、内面にかかる問題ですので、人権上の配慮が必要かなというのと、回収されると思うと正直に書かないようなところもあるのではないかと思います、このチェックシートの活用の仕方についてお伺いいたします。

行政課長 まず、臨床心理士等による個別事案の分析の関係ですが、こちらにつきましては、また実際に専門家の方とも具体の相談をして進めたいと思いますが、処分を行う前にやるか、そういったことも含めて、検討していきたいと思います。

行政部長 今の点についてですが、免職になる職員ということですが、基本は事故、不祥事を起こした後、県教育委員会の方で聴き取りを行わせていただいているところです。そういった聴き取りとは別に、こういった専門家の方と面談をしていただいとっております。従って、処分が出る前に、ただしこれは行為者の承諾が必ず必要になるものと考えております。承諾があった場合に、そういったヒアリングをさせていただいたらと考えています。

行政課長 方策、チェックシートの関係ですが、確かに佐藤委員がおっしゃったように、なかなか回収を求めると、正直な回答がしにくいのではないかなというようなご懸念もあるかと思います。こちらにつきましても、実際、今、他県でもチェックシートを活用した取組をしているところもありますので、そういったところの状況もよく聞きなが

ら、できるだけ効果的な取組になるように、配慮しながら実施していきたいと考えております。

教育長

専門家の有識者会議からご提案をいただいて、現状において方策として、県教育委員会が取り得るものという整理をしていきました。チェックシートについては、今、佐藤委員がお話のように、人権上の配慮の問題があります。チェックシートを作っていくということは、まずはそこで本人が自分の状態等をよく見極め、振り返りができる。まずはそれが大切なこと。それに対して本人が、いわゆる「では自分はどうすれば」という中では、もしそういう気持ちがあれば、それは今度は雇用主として任命権者として支援をしていく、そういう観点が必要なのだらうと思うのです。ですから、その際には私どもが専門家につなぐとか、あるいは専門家を紹介をして、そこで適切なアドバイス、助言が得られるようにするとか、やはりそれが一つの基本方策だろうと。そこにおいてはやはりご本人の意思あるいは人権、そういったものとのバランスを取りながら。しかしながら、わいせつを根絶していくためにはどうすればいいのか、そこをバランスを取りながら、我々としてはやっていきたいなと思っています。この辺はまた、吉田委員からもご助言等いただきながら進めたいと思っています。

吉田委員

佐藤委員のご心配、我々も十分十分十分考えて、本当にそういった形で、アンケート調査を回収した、そういった個人情報としてもものすごく触れるのではないかと、それは十分承知しております。ましてや、回収されるとなると、本当のことは書かないだろう。それは、今現在行われているストレスチェックというのものも、実際機能しているかという、どうしてもやはりメンタル的にストレス耐性に弱い人なのだというふうなことを知られるのではないかと、回答者がなかなかうまく回答してくれていないという現状も考えて、やはり十分にその辺のところを考えた形。ですから、自己を知るという点に関して、まず役立てたい。そして、その結果として、専門家につながるということが、教育長が言ったとおりのこと。私自身は、こういったことをやっている、回答するしない以前に、こういったことをやっているのですよということ自体が、各先生方には私は改めて役に立つことだと思っています。実際、これまではいろいろなことを言っても、どうしても校長、教頭ぐらいで止まっていて、そんなこと当たり前だろうという形で、必ずしも新任の先生方あるいは中堅、ベテランの先生方に啓発されていたかどうかというのは少し疑問なところもあった。改めて、こういったことをやって、そうなのだ、きちんとそういった倫理意識を持って、そしてやっていくという、そういったことを見直すきっかけになるのだらうなど、私はそう思っていますので、有意義だと考えております。

下城委員

河野委員。

河野委員

まず、非常に素早くというかスピーディーに、様々な理論や経験に基づいてマルチに対応していただいていると感じまして、まさにわいせつゼロ戦略だなと全体を見て思いました。その上でなのですが、これを基にやはり今の、ちょうど今、チェックシ

ートのご質問があったのと一緒に、工夫していく点というのは、たくさん出てくるのかなと思います。例えば、今の例でいうと、私が気になっていたのは、実は「チェックシート」という名前だったのですね。「チェックリスト」が適切かなと思っていて、もっと言ってしまうと、ウェブ上で自分でチェックできて、もう少し楽しんでできるような感じで、「少し危険かな」とか「これやばいかな」くらいの感覚で、自分で分かって自分で進めていくぐらいの感覚がよいのかなと。こちらが知りたいというのもあるのですが、今は、自己チェック、セルフチェックが、やはりセルフマネジメントしていくということが重要視されているので。一つのあり方としては、ウェブ上で検索をして、先ほど吉田委員もおっしゃってくださったように、その後の支援につなげるのも、自分でそれを読んでいくというような自主的、自発的な、自分の行動変容に変わっていくということが大切かなと思うので、そうしたところも一つ視点にいただければと思います。例えば、映像化教材も大変ありがたいと思っていて、私、社会教育映像の評価に関わっていたことがあるのですが、ドラマ仕立てにするとか、ちょっとした工夫の仕方で本当に有用になるものですので、是非、ここも工夫をしていただければと思います。ということで、全体の感想としては、非常に多くを網羅していただいたと思います。その他として、同僚性の醸成も非常に重要だと思いますし、教職員の皆さんのサポートの部分、相談の部分、ここもとても重要だと思うので、孤立させないような仕組みですね。そこも大切にしながらチェックもかけていくというように、マルチに対応していくことがとても重要だと思いました。感想です。

下城委員 他に。笠原委員。

笠原委員 感想めいたことになってしまうのですが、この最初のところに「教職員に求められる高い倫理感の保持・向上」の後に「教育の専門家としての自覚、意識を高め」と書いてあるのですが、私が、自身の講義の中で学生や実務家の先生方に「教職というのは専門家という意識はありますか」と尋ねると、ほとんどの人が「専門家ではない」というふうに答えるのです。「では専門家とはどういう方たちのことをいうのですか」と尋ねると「医師、弁護士という、そういう人たちは専門家だが、自分たちは専門家ではない」と。「なぜ専門家ではないのですか」というと「医師は命に関わって、技術的にも倫理的にも高いものを持っているから。弁護士も人の人生に関わるから」。だけど「教員だって、子どもたちの大事な人生に関わり、命も預かり、専門家ではないのか」と再度問い直すと、改めて「あ、そうか」みたいな。ということは、要は採用の前の養成段階、これは大学側の問題でもあるのですが、養成段階で教職というものに対する社会的なステータスみたいなものも含めて、専門家であるのだという認識をしっかりと持てるようにしていく。そのために、触れてはあるのですが、大学等にもリーフレットを配布というふうになっているのですが、県教育委員会から派遣をしていただいて、大学の教職員や学生たちに、こういう問題を講義していただいているかと思うのです。ですから、やはりその辺りのところを、しっかりと連携をしていただきながら、採用してからというよりも、採用前にやはりきちんと、専門家と

しての意識をしっかりと持った上で入っていくということもとても大事になるのかなと思うので、是非大学等の連携の部分について、「教員養成機関ヘリーフレット等による情報提供」という情報提供から、もう少し進めていただいて、対応ができるところから進めていただけるとありがたいなと思います。

下城委員 他はよろしいでしょうか。

教育長 今回、前年度の17件から9件という、非常に数としては全体として減ったのですが、懲戒処分が一番多くあったときに27件、そういうときから比べ、今は9件。ただ、わいせつだけが、5から8という数字で推移をしてきた。今年度、前年度も、そういった事案が、かなり悪質な事案が続発したという中で、2月から有識者会議ということで3回議論を重ねていただいて、教育長への提言ということで取りまとめた。

そういった中でも、わいせつ事案を処分せざるを得ないということが前年度末にありました。この県教育委員会でも、3月24日には「教職員の綱紀肅正に関する教育委員会決議」を行い、また、県議会から3月25日には「県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議」もいただいているところで

す。私どもとしては、こういう形での専門的な皆様方からの提言をいただきながら取りまとめてきていますので、今度はこれを具体的に実施をし、そこに実効性のあるものとして対策を講じていく。それが一番大切だろうと思っています。入学者選抜の採点誤りということも含めて、ここに盛り込んでおりますので、私どもとしては、これからの1年間をかけて、これをしっかり取り組んでいくことが、一つの県民の皆様への信頼を回復をしていく、そういった術だと考えておりますので、引き続き教育委員の皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

下城委員 他によろしいでしょうか。

私も一言だけ、わいせつも、もしかしたら関係があるのかもしれないのですが、この間、この1年間というのは、新型コロナウイルス感染症に振り回されて、それへの対応、対応、対応。巷間、何度も言いますが医療従事者、特に看護師の生活がほぼ破綻するようなところまで追い込まれていて、なおかつ、それが続いていると言われてます。同じようなことが、教員の皆さんにも言えるのではないかと。そうすると、前の年度、それまでの年度と比べてものすごく大きなストレスがかかっている中で、もしかしてこれで済んでいる。全体の不祥事数は9件で済んでいるというのは、ものすごいテンションをかけた中で頑張っておられる中での、もしかすると結果かもしれないという。だけど、抱え込んでいるものも、ストレスものすごく大きいと。それが極端な形で出てしまったのがわいせつ事案というふうにも、もしかするとと言えるのかもしれない。とすると、今後、やはり今年度4月以降、それから来年度に向けてという、より一層の注意をしながらウオッチしていかなければいけないだろうなという気も、一方でします。よろしくお願いいたします。

他によろしいでしょうか。吉田委員。

吉田委員

そのとおりですよ。いろいろな角度からやっていかなければいけない。ある意味でのソフトの面、ハードの面。ハードの面という、やはり学校の中で死角を作らない。何かしらそういった密室でいろいろな相談を受けているようなことを作らないとか、そういったようなことを。中にも書いてあったとおり、ガラスのところにポスターなどを貼って、中を見えにくくしてはいけないのだよというようなことであつたり、スマホをどうする、個人的なナンバーなどを教えないとか、いろいろなこともあって、そしてハードの面をきちんとやってソフトの面でも。注意しておかなければいけないのが本当に頑張り屋、真面目で一生懸命で熱血漢、子どもたちのことを一生懸命考えた結果、そういう先生がわいせつ事案を起こしているのだ。何となく変な、最初からおかしいなという人が起こしたのではなくて、真面目で一生懸命の人が起こしているという部分があつたりして、これは生徒との距離感をきちんと保たなければいけない。すなわち、最初はいろいろな悩みに相談、家庭で大変なことがあつた、親御さんと一緒に何かしらトラブルがあつて「私、家に居場所がないんだよ」みたいな形で「そうか」といって相談に乗ってやっていて、それがエスカレートしていってどんどん進んでいく。それに関して、個人ではなくて組織として対応しましょうということを提言している。でも、生徒は自分が話したことを、先生方何人もと相談されては、少し私のプライベートな、プライバシー的なこともやはり困るのでという、二律背反するような理屈もあるのですけれど、どうしても1人で考え過ぎるとそういうふうになってしまうので、その部分は組織として、少人数でもこうやって、そして、うまく対応していくということをしっかり確立しましょう、そういったことをどんどん啓発するといった動きから、適切な関係性を保ちながら、そして先生自体が抱えている問題に関して、校長、教頭、管理職等々が「お前、そんなこと言ったって、俺に悩みをちゃんと喋ってくれないから分からなかったよ、ちゃんと話してくれなきゃ駄目じゃないかよ」というような形で済ませるのではない。話せるような環境にあつたのか。ちゃんとそれぞれの先生たちがこんなことに悩んでいるのだ、困っているのだということをお話しできるような環境、だからアクティブリスニングという、そういった積極的に話を聞ける環境を作っていたのか、そういう土壌をも作るというような形で少しずつ改善していく。なかなか言葉でうまくはいかないのでしょうけれど、私が思うにあたってはそのようなことから。そして、上から命令されるのではない、現場の先生たちからこんなふうな形を採り入れてほしい、あのようなことをやってほしい、トップダウンではなくて、ボトムスアップのスタンスでこういったことが広がっていくというのが、一番ありがたいなと。そして、慣れない。ある意味でのそういったことに慣れてしまったら、なあなあでやってしまうので、適時、チェックリスト、チェックシート、そういったことをやりながら、あるいは話題としてそういったことを取り上げながら、みんなできうまくコントロールしていくという、そういう社会というのはありがたいと思っている。そういった点からいうと学校の先生の働き方改革まで見直さないといけない、やはりプライドを持って、教員になっていくのだ、こんな素晴らしい仕事なのだとすることを味わってもらえるような、今のいわゆるワイドシ

ョーネタになってくると「教員なんか、もうブラックだよ。もう大変大変で、いろんな形で大変な仕事なのだから、あんまり良くないよ」的な形、この部分をもうまく改善して行って、素晴らしいそういう社会を作っていく必要がある、そのように思っています。

佐藤委員 わいせつ関係ではないのですが、不祥事防止で、この中に不適切な公金等の取扱いの防止についても書いていただいているのですが、やはり、笠原委員がおっしゃったような教員の専門性というところにもつながるかと思うのですが、物品管理や金銭管理を教員がしなくても済むような業務範囲の適正化という働き方改革、勤務時間の適正化も含めて、本当に取り扱うべきところはどこなのか、物品管理、金銭管理しなくて済むような体制づくりを進めていただければと思います。今、吉田委員もおっしゃったようにストレスが、業務が多すぎるのだと思うのです。「教師のバトン」ですか、今話題になっていると思うのですが、業務を専門性のあるところに絞れるような学校であってほしいと思います。

教育局長 今、お話しいただいた教員の方々のメンタルの面、モチベーションの面という観点で、働き方改革、私どもとしても重要な課題だと受け止めております。今、お話しいただいた、教員ではない業務についての対応、いわゆる外部人材の活用ということで、県立学校においては業務アシスタントという形で、あるいは小・中学校につきましても、スクール・サポート・スタッフということで、教員でなくてもできる仕事、事務の仕事あるいは会計処理の仕事については、そういった外部人材の登用も進めているところですので。そういった形で働き方改革も充実させながら、不祥事も根絶を目指すという形で、私どもも努力していきたいと考えております。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がないようでしたら、閉会について教育長にお願いいたします。

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会いたします。

令和3年4月27日

会議録作成者 書記 中村 怜